

国選弁護等事件を受任される弁護士の方へ

(通訳事件編)

第1 通訳人の選定について

1 被疑者国選弁護事件 における通訳人について

通訳人の選定は弁護活動の一環をなすものと考えられますので、国選弁護人に通訳人の心当たりがあれば、国選弁護人からその方に直接通訳を依頼していただくこととなります(その際には、在留資格等のご確認をお願いいたします。)

そうした心当たりがない場合には、地方事務所において通訳人を紹介しますので、その方に通訳を依頼してください。

2 被告人国選弁護事件・少年付添事件 における通訳人について

公判・審判段階においては法廷通訳人が選任されますので、接見等の弁護活動についても法廷通訳人に通訳をしてもらうことが考えられます。法廷通訳人に通訳を依頼できない場合などには、被疑者段階と同様の取扱いとなります。

第2 通訳人の契約関係について

通訳人は、国選弁護人・付添人(以下「国選弁護人等」という。)から直接依頼する場合でも、地方事務所からの紹介を経た場合でも、国選弁護人等との契約に基づいて通訳を行うこととなりますが、法テラスでは、財政規律を維持する観点から、通訳料の支給基準(通訳料基準)を定めており、契約弁護士は、同基準に従って通訳人に通訳を依頼するよう努めなければならないとされていますので、通訳料基準に従った契約の締結をお願いいたします。

【通訳料基準の概要】

(金額はいずれも消費税込み)

費 目	基 準(*1)		
通訳料	基本料金	1日の通訳時間(実際に通訳を行った時間。待機時間を含まない)の合計が 30分以内の場合(*2)	8,380円
	延長料金	1日の通訳時間の合計が30分を超える分について、その超過分が 10分に達するごとに(10分未満は切捨て)	1,047円
待機手当	1日の待機時間(通訳予定場所に到着した時刻、同場所における契約弁護士との待ち合わせ時刻のうち、いずれか遅い時刻から、通訳を開始するまで〔通訳が実施されなかった場合は不実施が確定したときまで〕の時間)の合計が 20分に達するごとに(20分未満は切捨て)		1,047円 (上限 4,188円)
交通費	公共交通機関を利用した場合に算定される金額(*3)を上限とする実費(*4)(*5)		
遠距離移動手当	通訳のための移動が遠距離(往復100km以上)にわたる場合(*5)		4,190円
振込・書留手数料	通訳人に振込・書留により支払った場合、振込・書留に要した手数料の実費		

*1 本基準は令和元年10月1日以後の国選弁護人等の活動に通訳人を要した場合に適用し、その余の場合については改正前の基準が適用されます。

*2 同一事件に関し、同一日に複数回の通訳を行った場合、基本料金の支給は1回のみです。

- *3 公共交通機関(タクシーは含みません)を利用して最も経済的な通常の経路及び方法により移動した場合の金額を指します。
- *4 特急料金及び座席指定料金は、特急券の有効区間が片道 100km 以上の場合、急行料金は、急行券の有効区間が片道 50km 以上の場合のみ支給します。なお、グリーン料金は支給されません。
- *5 複数の事件について同一の移動機会に通訳をした場合は、交通費及び遠距離移動手当については、事件の件数に応じて按分します。

第3 通訳人費用の算定について

接見時等の通訳人費用が算定対象となります。

なお、被告人国選弁護事件・少年付添事件における公判廷・審判廷での通訳費用(法廷通訳費用)は、裁判所から支出されます。

通訳人から領収書又は請求書を受領し、報告書提出の際に併せて法テラスに提出してください。通訳料等請求書(兼 通訳人領収書/請求書)の書式は法テラスHPに掲載しています。

※ 通訳料基準と異なる通訳料等の算定には、通訳依頼の際に通訳料基準を説明したこと、同説明にも関わらず通訳料基準と異なる支払等となった理由の確認が必要となります。詳細は、「法テラスの通訳料基準」をご参照ください。

※ 通訳人費用が10万円を超えるときや選任から6ヶ月が経過したときは、中間払いも可能です(弁護約款本則第31条、付添約款本則27条)。また、通訳人からの請求の段階(支払は未了)でも算定できます。

第4 通訳に伴う文書作成料(翻訳料)について

法テラスでは、通訳に伴う文書作成料(翻訳料)については、①弁護活動に通訳人を要した事件であること、②当該通訳人に文書作成(翻訳)を依頼したこと、③当該文書作成(翻訳)が弁護側の主張立証のために行われたものであること、という要件を全て満たす場合に限り、支給する扱いとしております。

また、法テラスでは、翻訳後の文書A4版1枚当たり2,095円(税込み)を翻訳料の目安としております。

1文書が3万円を超える場合は、支給の可否について事前の検討が必要になりますので、必ず事前に法テラスに照会してください。

上記①ないし③の要件に該当する具体例

- 被疑者・被告人・少年(以下「被疑者等」という。)作成の手紙を日本語に翻訳して証拠請求する場合
- 被疑者等作成の控訴趣意書・上告趣意書を日本語に翻訳して裁判所に提出する場合
- 被疑者等の家族・職場の上司作成の手紙を日本語に翻訳して証拠請求する場合
- 示談書案を外国語(被害者使用言語)に翻訳して被害者に提示する場合

第5 通訳人費用のお支払い方法について

算定された通訳人費用は、他の報酬等と一緒に、**国選弁護人の指定口座に振り込まれる**^(※) こととなりますので、通訳人へは国選弁護人より直接お支払いください。

- ※ 法テラスから国選弁護人に支給される通訳人費用は、他の報酬・費用と同様、源泉徴収の対象となりますので、税務申告の際に適宜調整して申告してください。
- ※ 弁護人に事務負担をお願いする現在の支払方式について、法テラスから通訳人に直接支払う方式の導入を要望する声強いことは承知しておりますが、実現のためには、法改正が必要となり、困難な状況です。中間払いや通訳人への後払いなど、負担軽減措置が現行制度にも組み込まれておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。